

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

計画期間： 2023 年 1 月 1 日 ～ 2027 年 12 月 31 日

目 標 1： 管理職に占める女性割合を 35%以上にする

2023 年 1 月～ キャリア意識の醸成を推進し、女性社員の前向きな意識改革及び行動改革を促すロールモデルとなる人材の交流会を実施し、女性職員の意識向上を図るとともに、ネットワークを強化する

2023 年 1 月～ 育児のための時間を取得しやすい環境をつくる
結婚、妊娠、出産、育児及び介護等の事由により、女性職員が会社を退職することなく継続して就労することを定着させるとともに、男性職員についても育児参加等育児休業制度等の社内通知を促進し、仕事と育児の両立を支援する体制を整える。

目 標 2： 男性所員の育児休業取得率を 5%以上に引上げる

2023 年 1 月～ 子が出生した男性所員の育児休業取得を奨励
取得予定表を促す

《女性の活躍に関する情報公表》 2025 年 1 月 1 日現在

管理職における女性労働者の割合	38%
男女の平均継続勤務年数の差異	0.7 年
男女の平均継続勤務年数	男性 11 年 女性 10.3 年

《男女の賃金格差》 2024 年 4 月～2025 年 3 月

全労働者：63.8%
うち正規雇用労働者：82.9%
うち非正規雇用労働者：97.2%

※通勤手当除く